

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約710人について、バス25台、福祉車両17台(ストレッチャー仕様5台、車椅子仕様12台)。

	想定対象人数	想定必要車両台数※1,2			備考
		バス※3	福祉車両※4,5 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4,5 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	478人 (児童等400人+職員78人) (6箇所)	19台	0台	0台	保護者への引渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P30】
社会福祉施設の入所者等の避難※6	81人※7 (入所者62人+職員19人) (1箇所)	2台 (入所者32人+職員8人)	1台 (入所者1人+職員2人)	6台 (入所者29人+職員9人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○施設車両(ストレッチャー1人、車椅子2人乗り:1台) 【車椅子仕様】 ○施設車両(車椅子1人乗り:1台) ○伊方町(いかたちょう)車両(8人乗り:2台) ○四電車両(6人乗り:2台)
在宅の避難行動要支援者等の避難	148人 (要支援者91人+支援者57人)	4台 (要支援者67人+支援者28人)	3台 (要支援者5人+支援者6人)	6台 (要支援者19人+支援者23人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○四電車両(ストレッチャー2人、車椅子1人乗り:3台) 【車椅子仕様】 ○四電車両(6人乗り:3台)
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設に輸送※6	6人 (要支援者2人+支援者4人)	0台	1台 (要支援者2人+支援者4人)	0台	放射線防護対策施設に輸送【資料P32】 ○四電車両(ストレッチャー2人乗り:1台)
合計	713人	25台	5台	12台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
 ※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は伊方地域・瀬戸地域で必要となる車両台数を合算
 ※3 バスは、佐田岬半島の地域特性を踏まえ、26人乗りにより想定
 ※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由にえられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算
 ※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算
 ※6 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、輸送等の避難準備が整うまで放射線防護対策施設内に屋内退避
 ※7 なお、この他、自施設内で屋内退避を実施する社会福祉施設の入所者(避難の実施により健康リスクが高まる者)が34人、職員17人が存在

➤ 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、伊方町、学校、社会福祉施設及び四国電力が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が保有する車両により、必要車両台数を確保。

	確保車両台数			備考
	バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A)必要車両台数	25台	5台	12台	
(B)確保車両台数	計25台以上	計9台	計12台	
確保先	伊方町	—	2台	【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり:車椅子8人)
	学校、社会福祉施設	7台	1台	【バス等】 ○各2台(29人、26人乗り) ○各1台(25人、15人、10人乗り) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※1 ○1台(ストレッチャー1人、車椅子2人) 【車椅子仕様】 ○1台(1人乗り)
	愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社	18台以上	—	バス台数の内訳 【バス】 18台(26人乗り) 愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社が保有する車両総数 273台
	四国電力	—	8台※2	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由にえられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①: <ストレッチャー2人、車椅子1人> パターン②: <車椅子6人> 【配備台数】 8台(伊方地域)※1

※1 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算
 ※2 「避難の実施により健康リスクが高まる者」を放射線防護対策施設に輸送した車両は、その後避難に使用
 ※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

- 避難の実施により健康リスクが高まる者等については、輸送等の避難準備が整うまで放射線防護機能を付加した近隣の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- PAZ内の放射線防護対策施設は、3施設884人を収容可能。
- 放射線防護対策施設においては、884人がおよそ7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備済み。

放射線防護対策施設（PAZ内：3施設）

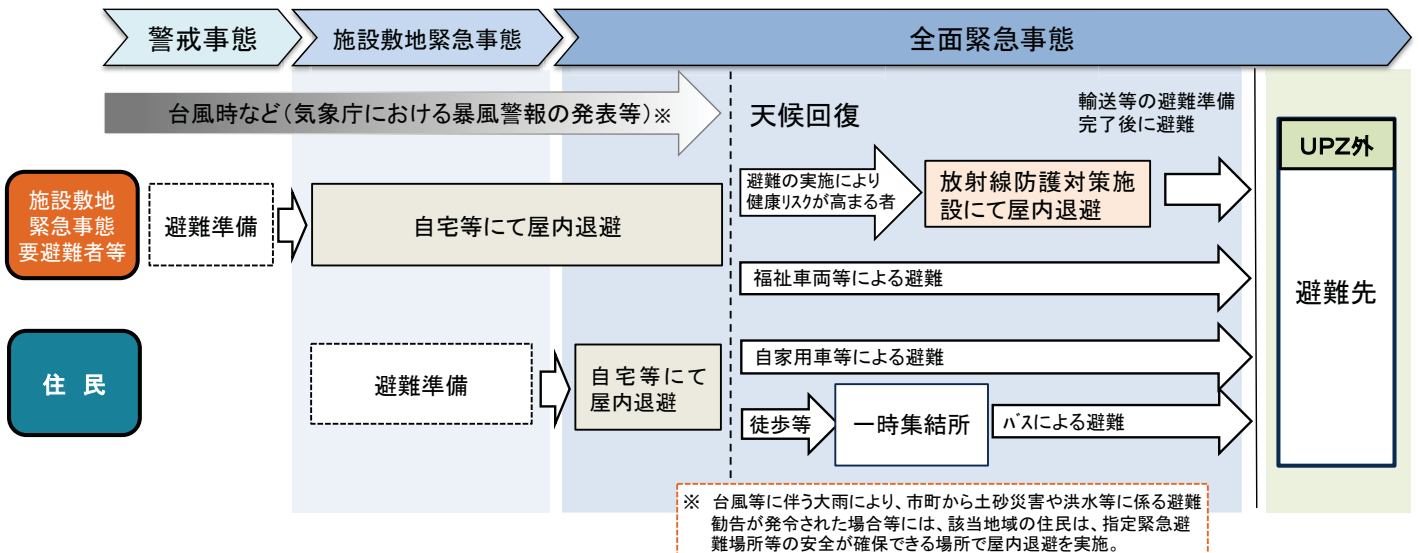


35

台風時などにおけるPAZ（予防避難エリア含む）内の防護措置

- 台風等により気象庁から暴風警報等が発表される等、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者及び住民は、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び愛媛県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を実施。

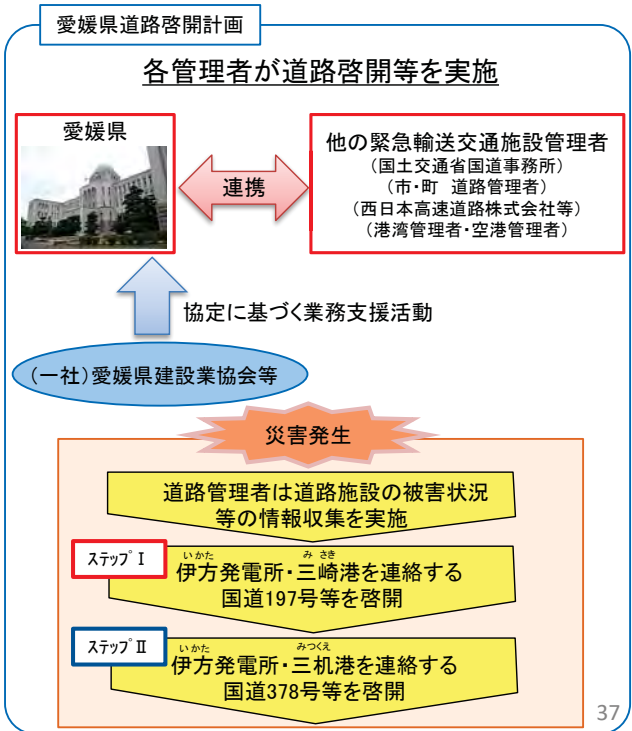
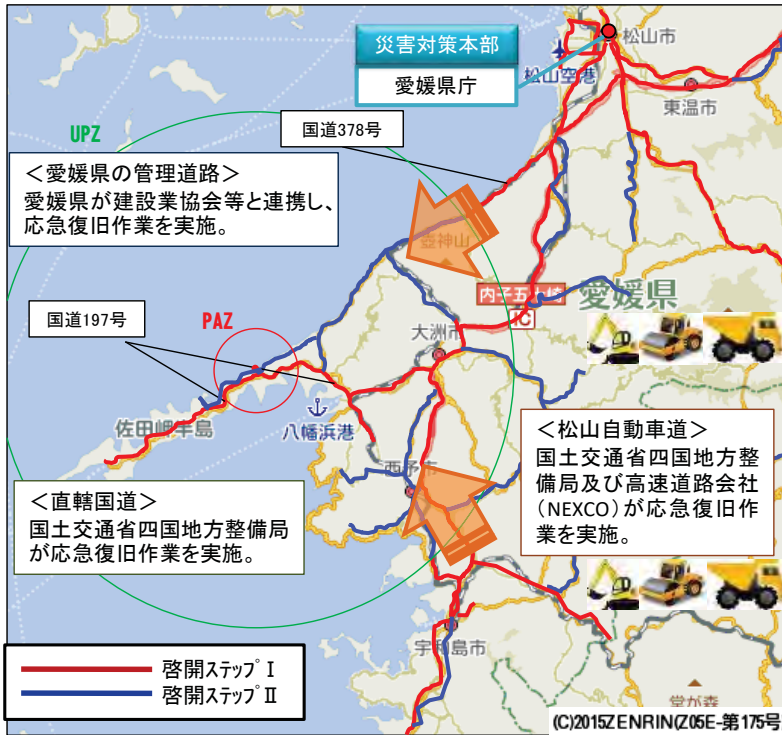
<全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例> (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



36

避難開始前の段階において、避難計画で避難経路として定められている道路等が自然災害等により使用できない場合は、愛媛県、伊方町は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。

- 「愛媛県道路啓開計画」の啓開優先順位(ステップⅠ～Ⅲ)に基づき道路啓開を行い、緊急輸送道路の確保を行う。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省四国地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



感染症※1の流行下でのPAZ（予防避難エリア含む）内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や隔離を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)＞

	避難元	避難等の実施	避難先	手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底
施設敷地緊急事態要避難者等	感染者(重症者) 避難の実施により健康リスクが高まる者 それ以外の者※3	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。	感染症指定医療機関等で治療 ➢ それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
	感染者(軽症者等)※2 それ以外の者※3	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ 感染者(軽症者等)とは別の施設で屋内退避。	➢ 感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
	感染者(軽症者等)※2 それ以外の者※3	バス避難者等の一時集結所等 ➢ 密集を避け、極力分散して集合。 (例) ・一時集結所等の場所を分ける。 ・集合時間帯を分ける。 ・一時集結所等の中で別れて集合する。	避難車両 ➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。	
自宅等で避難準備 避難の実施により健康リスクが高まらない者 それ以外の者※3	避難等開始	避難車両 ➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。	避難所等 ➢ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。 ➢ 避難先施設では、密集を避ける。	
一般住民 感染者(軽症者等)※2 それ以外の者※3	避難等開始 ➢ 指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・避難施設の場所を分ける。 ・施設内の別部屋に分かれて集合する。	➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクの着用、座席を十分離して着席する。 ・施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民の感染者(軽症者等)同士、又は施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民のそれ以外の者同士で、SEの段階で避難する。	➢ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。	
		➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	➢ 避難先施設では、密集を避ける。	

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。